

都市施設に関する計画

都市で生活し、働いていくうえでは、都市での諸活動を支え、生活に必要なさまざまな施設と機能が必要となります。特に公共性の高い道路、公園、下水道などは、どこにどれくらいの規模で作るのか、あらかじめ計画を立てておき、それに従って整備していく必要があります。このような生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で、都市計画に定めることができる施設を「都市施設」といいます。

都市施設には下記のものがあります。それぞれの都市にとって必要なものを選択して都市計画に定めることになっています。都市計画に定められた都市施設のことを「都市計画施設」といい、都市計画施設の区域内では、将来の事業が円滑に実施できるよう、建築規制が課されます。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- (2) 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- (3) 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の供給施設又は処理施設
- (4) 河川、運河その他の水路
- (5) 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- (7) 市場、と畜場又は火葬場
- (8) 一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- (9) 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- (10) 流通業務団地
- (11) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- (12) 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- (13) 一団地の復興拠点市街地形成施設
- (14) その他政令で定める施設（電気通信事業の用に供する施設、又は防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮の施設）

1. 交通施設

(1) 道路

道路は、都市の骨組みを形づくり、自動車などの都市交通を支えるもっとも基本的な施設で、日常生活や経済活動に欠かすことのできない社会資本です。人や車などの通行に利用される交通施設の機能のほか、市民の憩いやコミュニケーションの場、緑の空間、電気・ガス・上下水道・通信などの供給処理施設の設置(埋設)場所として、さらに、採光・通風、あるいは防災上の空間として利用されるなど、様々な機能をもって都市を支えています。特に都市計画道路は、市街地の骨格を形成するために重要な都市施設です。

本市における都市計画道路が最初に決定されたのは1959年(昭34)であり、現在、その規模、目的に応じて、幹線街路、区画街路等に区分され、総延長約158.84km、54路線を決定し、順次整備を進めています。

都市計画道路の種類

種類	内容
自動車専用道路	移動距離の比較的長い自動車交通を処理するため設計速度を高く設定し、車両の出入り制限を行った自動車専用の道路。
幹線街路	交通施設や供給処理施設の収容スペースとして都市活動を支えると同時に、都市の貴重な公共空間の確保や市街地の発展など都市の骨格や近隣住区を形成し、近隣住区等の幹線として機能する道路。
区画街路	沿道立地サービスを目的とし、密に配置され、街区を形成する最も基本的な道路。
特殊街路	主に歩行者、自転車等の自動車以外の交通に供することを目的とした道路。

(2) 駐車場

経済・社会・文化活動等、都市活動を営む上で、交通機関は重要な役割を担っていますが、駐車場は、道路とともに、目的地での駐車のためのスペースとして、円滑な自動車交通を確保し、機能的な都市活動を展開するために欠くことのできない交通施設です。

町田市では、1979年(昭54)に原町田一丁目駐車場を決定しました。

(3) 自動車ターミナル

自動車ターミナル法(1959年4月施行)による「一般自動車ターミナル」施設としては、バスターミナル及びトラックターミナルの2つに区分することができます。

町田市では、中心市街地におけるバス輸送の機能増進と合わせて、道路交通の円滑化を図るため、1981年(昭56)に町田バスターミナルを決定しました。

現在、JR横浜線沿いの町田バスターミナルとして、機能しています。

2. 公共空地

(1) 公園・緑地

都市における公園緑地は、都市構造の骨格を形成する機能、都市環境を保全する機能、野生生物の生育・生息環境を保全する機能、都市住民の多様なレクリエーションや自然とのふれあいの拠点としての機能、美しい景観を形成する機能等、多様な機能を有しています。また、災害時の避難場所や、火災時の延焼防止などの機能も有しています。

①公園

公園は、都市における緑とオープンスペースの中核をなすものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・文化等への対応など重要な役割を果たしています。

町田市では、1961年（昭36）より都市計画公園を決定し、2019年（平31）3月現在、街区公園45ヶ所、近隣公園10ヶ所、地区公園6ヶ所、総合公園6ヶ所（八王子都市計画2ヶ所を含む）、運動公園2ヶ所、特殊公園4ヶ所の計73ヶ所、面積約230.66haを決定しています。



薬師池公園

②緑地

緑地は、主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けているものです。

町田市では、1964年（昭39）より都市計画緑地を決定し、2019年（平31）3月現在、33ヶ所（八王子都市計画1ヶ所を含む）、面積約350.33haを決定しています。



小山田緑地

3. 処理施設

(1) 下水道

下水道の排除方式には、汚水（台所、風呂場、トイレなどからの排水）と雨水を同一の下水道管で排除する「合流式」と、汚水と雨水を別々の下水道管で排除する「分流式」とがあり、町田市は分流式で計画されています。

汚水の大半は、成瀬クリーンセンター（町田処理区）、鶴見川クリーンセンター（鶴見川処理区）で処理する計画としています。また、地形的な理由から一部の区域の汚水は、東京都（南多摩処理区）、横浜市（横浜処理区）、川崎市（川崎処理区）の処理場で処理する計画としています。

雨水の大半は、鶴見川、真光寺川、麻生川に排水する区域（鶴見川排水区）、恩田川に排水する区域（恩田川排水区）、境川に排水する区域（境川排水区）に分けられ、区域ごとに河川へ排水する計画としています。また、地形的理由から一部の区域の雨水は、八王子市（八王子排水区）、多摩市（多摩排水区）、横浜市（横浜排水区）、川崎市（川崎排水区）の下水道管へ排水する計画としています。



成瀬クリーンセンター

(2) 汚物処理場

汚物処理場は、汲み取りし尿等の生活排水を処理する施設として、1960年（昭35）1月に町田市し尿処理場（境川クリーンセンター）を決定しました。

その後、下水道の普及に伴い、事業規模の適正化と跡地の有効利用を目的として、2017年（平29）1月に区域を1.2haから0.2haへ変更しています。

(3) ごみ焼却場

人口及びごみ量の増大と環境衛生の向上に資するため、1978年（昭53）9月に、焼却施設（450t/日）と不燃・粗大ごみ処理施設を併設した町田リサイクル文化センターを決定しました。

しかし老朽化が進んだことから、2016年（平28）12月に町田市熱回収施設へ変更し、ごみの減量に伴って規模を縮小した焼却施設（258t/日）と不燃・粗大ごみ処理施設（47t/日）の整備を進めています。

（４）ごみ処理場

みどりのリサイクルの推進と農業振興に寄与し、循環型社会の形成を図るため、剪定枝を資源として良質で安価な土壌改良剤を作る町田市剪定枝資源化センター（10 t／日）を、2003年（平15）1月に決定しました。

また、2016年（平28）12月に、ごみ焼却場の整備と合わせて、同一敷地内に生ごみのバイオガス化施設（50 t／日）として町田市バイオエネルギーセンターを決定し、整備を進めています。

4. 河川

河川は、都市の治水・利水だけではなく、都市に美観と情緒を添え、住民が水と親しみ憩える場所といえます。

しかし、都市化の進行が著しくなると、舗装、屋根面積等の雨水不浸透区域が拡大し、その結果降雨時の河川への雨水流入量が、時間的、量的に集中、増大して被害が大きくなります。

これに対応するため、河道拡幅などの整備を早急に進めることが必要となります。

境川は都県境を流れていることから、東京都と神奈川県の間で管理協定を結び、管理、改修などを行っています。神奈川県管理区間は相模原都市計画として決定されています。



境川

5. その他の施設

（１）火葬場

町田市では、町田市と八王子市にまたがる区域に南多摩火葬場を建設し、八王子市、町田市、多摩市、稲城市、日野市の5市で南多摩斎場組合をつくり運営しています。

（２）防火施設

都市計画では、その他の施設として、電気通信事業の用に供する施設、防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮の各施設を決定することができます。

町田市では、1954年（昭29）3月、都市火災の実情を鑑みて、防火施設として2ヶ所の防火水そうを決定しました。

6. 一団地の住宅施設

一団地の住宅施設は、都市計画によって環境のよい住宅適地を選び、住宅の建設と公共施設の整備を一体で行うもので、容積率・建ぺい率・住宅及び公共施設の配置まで細かく決められています。

町田市では、急激な都市化やベッドタウンとしての都市整備の観点から、下記の7ヶ所を定め、公団・公社による公的住宅の整備が行われました。

- ・ 高ヶ坂住宅
- ・ 森野住宅
- ・ 木曾住宅
- ・ 本町田住宅
- ・ 境川住宅
- ・ 本町田第2住宅（藤の台団地）
- ・ 小山田桜台



本町田第2住宅（藤の台団地）